原子力産業と地域・産業振興を考える会

会　則

平成19年3月7日　第1章 第2条を改正

平成24年3月22日　第1章 第2条を改正

平成26年3月19日　第1章 第2条を改正

原子力産業と地域・産業振興を考える会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、原子力産業と地域・産業振興を考える会と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、「青森市安方 2-17-3-4F　原子力産業と地域・産業振興を考える会」内に置く。

（目的）

第３条　本会は、青森県内に立地・計画されている原子力に関する各種の施設を重要な地域資源と捉え、この地域資源を活用した地域振興・産業振興の方策やあり方を研究し、新たな産業・事業を構築し、本県経済の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）原子力産業と地域・産業振興に関する講演会の開催

（2）原子力産業と地域・産業振興に関する研究会の開催

（3）事業者・行政・企業等との懇談会の開催

（4）原子力産業と地域・産業振興に関する事例調査及び情報収集・情報提供

（5）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（種別）

第５条　本会の会員は、次の２種とする。

（1）正会員

本会の目的に賛同し、定められた会費を納付する個人及び法人

（2）賛助会員

本会の目的に賛同し、定められた会費を納付する団体

（入会）

第６条　正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める書面により申し込むものとし、役員会においてその可否を決定する。

（退会）

第７条　正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届けを提出して、任意に退会することができる。

2　退会においては、既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

（役員の種別及び定数）

第８条　本会に次の役員を置く。

（1）会長　１名

（2）副会長　１名

（3）理事　若干名

（4）顧問　若干名

（5）監事　２名

（役員の選任）

第９条　会長、副会長は、総会において正会員の中から選任する。

2　理事、顧問、監事については、会長が指名するものをもって充てる。

（役員の職務）

第10条　会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事及び顧問は、業務の執行を決定する。

4　監事は、会計監査を行う。

（役員の任期）

第11条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬等）

第12条　役員は、無報酬とする。

2　役員には費用を弁償することができる。

第4章　総会・役員会

（総会）

第13条　総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2　総会は、毎年2回開催する。

3　総会は、会長が招集する。

4　総会の議長は、会長がこれに当たる。

5　総会においては、本会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算及びその他会務の重要な事項を議決する。

6　総会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

（役員会）

第14条　役員会は会長、副会長、理事、顧問をもって構成する。なお、会長が必要と認めた場合には、正会員の中から会長が指名した会員をオブザーバーとして出席させることができる。

2　役員会は、会長が必要に応じ招集する。

3　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

4　役員会においては、総会に付議する事項及び会務の執行に関する事項等を議決する。

第5章　会計

（経費の支弁）

第15条　本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

（1）会費

（2）助成金及び寄付金

（3）その他の収入

（会費）

第16条　本会の会費は、次に掲げるものとする。

（1）正会員　個人：年額2千円

法人：年額一口1万円（1口以上とする。）

（2）賛助会員　年額2万円

（会計年度）

第17条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章　事務局

（設置等）

第18条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章　補則

（委任）

第19条　本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この会則は、平成17年10月12日より施行する。